



Title	EU市民発案「マイノリティー・セーフパック・イニシアチブ」とは何か?
Author(s)	阿部, 津々子
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2019, 2018, p. 69-78
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/72723
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

EU市民発案「マイノリティー・セーフパック・イニシアチブ」とは何か？

阿部津々子

1. はじめに

欧洲連合（EU）の多くの加盟国において、異なる民族や文化に対して不寛容な態度をとるポピュリスト政党が躍進し、懸念が広がっている。ポーランドにおいても、2015年の総選挙で EU に懷疑的な右派政党が政権を奪取して以来、司法改革やメディアの統制等が相次いで実施され、これらの政策が EU の基本的価値に反するとして EU 委員会が繰り返し懸念を表明している。この右派政権の下で、2017 年に強行されたオポレ市の拡大によって、ドイツ語とポーランド語による二言語地名標識が一部撤廃されるなど、ドイツ人少数民族の権利が縮小する事態が生じた¹。少数民族の権利を侵害する行政区画の変更は、国際法およびポーランド国内法に照らして違法であり、オポレ市への編入の対象となった町村自治体では大規模な反対運動が起こったにもかかわらず、EU に少数民族保護のための法律が存在しないために、司法による救済がなされなかった。少数民族をこのような権利侵害から保護するための有効な手立てとして、「欧洲少数民族連合」（以下 FUEN）が、EU 市民発案「マイノリティー・セーフパック・イニシアチブ」を展開しており、EU 共通の少数民族保護法の制定に向けた機運が高まっている。本稿は、同市民発案の目的、内容、および、これまでの経緯について検討し、求心力の低下と加盟国の右傾化が懸念される EU における民族的少数者の役割と今後の展望について考察するものである。

2. ラファウ・バルテック SKGD 委員長とのインタビュー

拙稿「オポレ市政 800 周年記念祭と失われたポーランド語とドイツ語による二言語地名標識」（2018）で、ポーランドの右派政権が 2017 年に強行したオポレ市拡大によって、ドイツ人少数民族の権利が縮小した事例について論じた。少数民族への権利侵害に対し、司法による救済がなされなかったのはなぜか、そして、今後どのような対策が執られるべきなのだろうか。2018 年 3 月 21 日に、オポレ市内の SKGD²事務局にて、ラファウ・バルテック（Rafał Bartek, 1977-）委員長に訊いた。

Q: ルブリン大学³のグジェゴジュ・ヤヌシュ（Prof. dr hab. Grzegorz Janusz）教授によると、オポレ市の拡大は、「少数民族保護枠組条約」第 16 条、および、ポーランド「少数民族法」第 5 条に抵触しているということですが、この件について、誰が、どの裁判所に訴えを起こすことができるのか、教えていただけませんか？

¹ 阿部（2018）。

² Sozial-Kulturelle Gesellschaft der Deutschen im Oppelner Schlesien（在ポーランド・ドイツ人少数民族社会文化協会）。

³ Uniwersytet Marii Curie-Skłodowskiej.

バルテック：問題は、裁判を全く起こせないということなのです。「少数民族保護枠組条約」とポーランド「少数民族法」のどちらにも、「少数民族の意思に反した同化政策を禁ずる」という規定がありますが、法律を調べたところ、我々は集団として、この規定を争点とする訴えを起こすことができないことがわかりました。唯一の可能性は、個人として通報することですが、このためには、その個人が、実際に少数民族に対する同化政策を受けたということを証明しなければならず、これが非常に厄介なのです。

しかし、ヤヌシュ教授も言っていることですが、我々も、オポレ市拡大によって、同化は今後起きると考えています。なぜなら、行政の決定に直接関わり、ドイツ語が話されるお祭りや行事にいつも参加できるような、小さな自治体でドイツ人少数民族としてのアイデンティティを保全することは比較的容易ですが、大都市ではそうはいかないからです。そもそも決定機関へのアクセスが非常に限られています。例えば、小さな自治体では町長や村長と会うことは簡単です。電話して、すぐに会いに行けばよいのですし、街角でばったり出会うということもよく起こります。しかし、大きな都市では、市長に面談を申し込んでも、半年後まで会えないというようなことはよくあることです。要するに、同化は間接的に生じるのですが、このことを裁判所に訴えることは、集団としてはできないし、個人としても非常に困難だということなのです。

2016年の記者会見において、オポレの市長代理は「オポレ市拡大に反対しているのはドイツ人少数民族だけだ」と言いました。しかし、これは間違っています。少数民族に属する人も、多数派の人も、90%以上の住民がオポレ市の拡大に反対しているのですから。オポレ市拡大の賛同者は、拡大はより多くの経済的利益をもたらすなどと言っていますが、私は納得できませんし、納得できないという人にもたくさん会いました。

オポレ市拡大については、EUとの連携が全くありませんでした。少数民族に関しては、欧州評議会法はありますが、EUに統一的な法律がないのです。これは非常に困ったことです。オポレ市拡大に反対して、行政裁判所に訴えを起こした市町村自治体があり、最終的に憲法裁判所まで行ったのですが、この裁判を通してわかったことは、我々はどこかで壁に突き当たってしまうということ、言い換えれば、ポーランドが法治国家として健全に機能していないということでした。以前憲法裁判所に勤めていた判事の中には、この問題について審議すると言った人がいました。しかし、現在の憲法裁判所のメンバーは、この件については答えられないという態度をとっているのです。

Q: 少数民族は、今後どのような方向に進んでゆくのでしょうか？FUE⁴Nが推進する、EU市民発案「マイノリティー・セーフパック・イニシアチブ⁵」について教えていただけませんか？

⁴ Federal Union of European Nationalities (欧洲少数民族連合).

⁵ Minority SafePack Initiative.



図1 バルテック委員長。2018年3月21日、
オポレ市内のSKGD事務局にて、著者写す。

バルテック：「マイノリティー・セーフパック・イニシアチブ」とオポレ市拡大の問題は関連しています。なぜなら、先ほども言いましたが、ポーランドの司法制度の中では、我々はどこかで壁に突き当たってしまうからなのです。私は欧州議会にオポレ市の拡大に関して報告し、我々の状況と主張は議会の一定の理解を得ることはできたのですが、EU法が存在しないために、オポレ市の拡大は、結局は加盟国内の問題であり、加盟国が最終的に決定することになるという結論に至りました。しかし、少数民族保護に関して、EU内で異なる水準が存在することはよくないことです。農業や環境保護に関してはEUに共通水準があるのですから、少数民族保護に関しても同様の共通水準が設けられるべきです。

「マイノリティー・セーフパック・イニシアチブ」は非常に重要です。署名が100万人を超えることを切に願っていますよ。100万人の署名が集まれば、欧州委員会が、これを重要な問題として認識してくれるのですから。第二次世界大戦後、ポーランドは民族的にかなり均質な国になりました。現在、少数民族の割合は全人口の1%程度です。だから、ワルシャワの政府からみれば、少数民族など取るに足りない問題に見えるのですが、だからこそ、我々はヨーロッパと連携してゆかなければならぬのです。

3. EU市民発案（イニシアチブ）とは何か？

上記のインタビューで、法律が禁じる行政区画の変更によってドイツ人少数民族の権利が縮小したにもかかわらず、法的救済が講じられなかつた理由は、右派政権下で実施された司法制度改革により、ポーランドの法治国家性が健全に機能していないことと、EUにおいて共通の少数民族保護立法がないためEUによる救済が見込めないことであることがわかつた。それゆえバルテック委員長は、EUとの連携と、EUにおける共通の少数民族保護法の制定を目的とする、EU市民発案「マイノリティー・セーフパック・イニシアチブ（以下MSPI）」の重要性を強調する。では、MSPIとはどのようなものなのだろうか。その内容を詳細に検討する前に、まず、「EU市民発案」とは何なのかを確認しておきたい。

各国で導入されている代表民主主義制に加えて、「参加民主主義」や「討議民主主義」の重要性が認識されるようになり、EUでも、2009年12月発効したリスボン条約により改定された「欧州連合条約」（Treaty on European Union）に「参加民主主義」の仕組みが盛り込まれたのだが、その一つが「市民発案（イニシアチブ）」であった。2012年に導入された「EU市民発案」は、少なくとも7加盟国の7人以上の有権者から成るグループ（市民委員

会)による提案(イニシアチブ)に賛同する署名を、少なくとも7加盟国の100万人以上のEU市民から集めれば、EU委員会が当該イニシアチブの申請を受理しなければならないという制度である。市民発案が、EUの広範な利益を代表するものであることを確実にするために、加盟国ごとに「最小署名者数」が定められており、少なくとも7加盟国において、署名者数が「最小署名者数」を上回らなければならないことが定められている。この「最小署名者数」は、各加盟国の欧州議會議員の定数に750を乗じた数と一致する⁶(「表1」参照)。2019年4月現在、MSPIを含め、14のEU市民発案がEU委員会に登録されている。

4. EU市民発案「マイノリティ・セーフパック・イニシアチブ」について

4・1. 「マイノリティ・セーフパック・イニシアチブ」の目的

欧州に原住する民族的少数者と地域および少数言語話者は、ヨーロッパの多くの地域において、二言語性または多言語性に貢献しており、彼らは、他のヨーロッパ人と協働して、公用語や支配的な文化だけでなく、民族的少数者と地域および少数言語話者が尊重される社会を実現するために必要な保護と援助を求めている。しかし、EUはこの要求をしばしば無視し、マイノリティの利害関係を国家レベルで解決するか、他の国際機関にゆだねるよう指示してきた。上記のオポレ市拡大の例が示す通り、民族的少数者の権利は、必ずしも十分に守られていないのが現状である。

MSPIの目的は、EUを「多様性の中の統一」(In varietate concordia)というスローガンに適合させ、民族的少数者および言語的少数者の保護を推進し、EU内の言語文化的多様性を強化することである。上記の目的で、FUENのメンバーは、専門家チームとともに、2011年にMSPIの活動を開始した。これは、民族的少数者と地域および少数言語の保護と支援のための手段の提案と具体的な法令案のパッケージで、過去10年間における欧州の民族的少数者と地域および少数言語話者による、最も意義深い取り組みである⁷。

4・2. 「欧州少数民族連合」(FUEN)とはどのような組織か?

MSPIを主導するFUENは、1949年にパリで設立され、ドイツのフレンスブルク市に本部を置く非政府組織(NGO)である。FUENには現在、欧州の35カ国から100を超えるナショナル・マイノリティーおよびエスニック・マイノリティーの団体が加盟している。FUENが2006年に公表した「欧州少数民族憲章⁸」の定義によれば、ナショナル・マイノリティーとは、欧州の歴史、国境策定、その他の歴史的な出来事に起因して形成された民族的少数者であり、エスニック・マイノリティーとは、自らの国家を形成することなく、ある国家において居住する民族的少数者である。FUENは、欧州に原住するこれらの民族的少

⁶ 矢部(2011), 36-41.

⁷ Minority SafePackホームページ参照 (<http://www.minority-safepack.eu/>) (2019年5月3日最終閲覧).

⁸ Charta der autochthonen, nationalen Minderheiten/Volksgruppen in Europa.

数者の代表団体として、EU、欧州評議会、欧州安全保障協力機構（OSCE）、国連などの国際機関において発言し、欧州の民族的少数者の存在をより多くの欧州市民に知らせ、世論における存在感を強化するための広報活動を担っている。

4・3. 「マイノリティ・セーフパック・イニシアチブ」の歩み

MSPI市民委員会は、FUENの構成員であるハンス・ハインリヒ・ハンセン（デンマーク）、フノル・ケレメン（ルーマニア）、カール＝ハインツ・ランベルツ（ベルギー）、ヤンニ・ヴィエツケ・アニイ・デヴリース（オランダ）、ヴァレンティン・インツコ（オーストリア）、アロイス・ドゥムヴァルダー（イタリア）、アンケ・スポーレンドンク（ドイツ）の7名によって組織されている。組織者は、専門家チームとともに、2011年に同市民発案を発議し、「市民発案に関する規則⁹」が定める手続きに従って、2013年7月15日に、11の提案から成る同市民発案を欧州委員会に提出した。しかし、同年9月13日、欧州委員会は、同市民発案が、明らかに諸条約を実施する目的で連合の法的行為の提案を提出する欧州委員会の権限の範囲内にないなどとして、同市民発案を拒否し¹⁰、登録に至らなかった。

この決定を不服として、同市民発案の組織者とその補助参加人であるハンガリー政府は、2013年11月25日、欧州委員会とその補助参加人であるスロバキア共和国政府およびルーマニア政府を相手取り、欧州連合第一審裁判所に訴訟を提起した。

この訴訟について、書類審査、および、2016年9月16日に欧州連合第一審裁判所において口頭弁論が行われ、エルнст・ヨハンソンとトマス・ヒーバーの二名の弁護人の他に、FUEN書記長のロラント・ヴィンツェ、前FUEN書記長のハンス・ハインリヒ・ハンセン、並びにFUEN法務担当のフランク・デ・ボアが出廷した。弁護人は、欧州委員会が2013年9月13日の決定の根拠を明示しなかっただけではなく、提案について、欧州委員会の権限の範囲内にないとの判断自体が間違っていたと主張した¹¹。審理の結果、2017年2月3日に、上記の2013年9月13日の欧州委員会による同市民発案の登録拒否決定を無効とする判決¹²が言い渡された。この判

決は、同市民発案が部分的に欧州委員会の権限外にあることを認めつつも、欧州委員会が2013年9月13日の決定において、具体的にどの部分が欧州委員会の権限外にあるのか明示しなかったことを非難し、登録拒否を無効とする内容であつ



図2 マイノリティ・セーフパック・イニシアチブのロゴ

⁹ REGULATION (EU) No 211/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL, of 16 February 2011, on the citizens' initiative.

¹⁰ Entscheidung C (2013) 5969 final der Kommission vom 13. September 2013.

¹¹ FUEN Pressemitteilung 16.09.2016.

¹² URTEIL DES GERICHTS (Erste Kammer), In der Rechtssache T-646/13, 3. Februar 2017.

たが、同市民発案の即時登録を命じたものではなかった¹³。この判決を受けて、欧州委員会は、同市民発案の 11 の提案のうち、2 つが欧州委員会の権限外にあるが、残りの 9 つの提案については、欧州委員会の権限内にあることを認め、同市民発案の組織者が署名を集めることが可能であることを明示し、この 9 つの提案について、2017 年 3 月 29 日に欧州委員会による登録がなされた。かくして、MSPI の組織者は、「市民発案に関する規則」第 5 条の規定に従い、12 か月以内に 100 万を超える署名を集めることとなった。期限は 2018 年 4 月 3 日に設定された。MSPI の 11 の提案は以下の通りである（下線は原文の通り）¹⁴。

1. 「欧州連合の機能に関する条約」第 176 条 5 項 2 段、および第 165 条 4 項 2 段に基づく、欧州連合における言語文化的多様性の保護と助成についての欧州理事会の勧告。
2. 「欧州連合の機能に関する条約」第 167 条 5 項 1 段、および第 165 条 4 項 1 段に基づき、助成プログラムを小規模の地域および少数言語地域へ拡大する内容を含む、欧州議会および欧州理事会の決定または規則。
3. 「欧州連合の機能に関する条約」第 167 条 5 項 1 段、および第 165 条 4 項 1 段に基づき、欧州連合が主に出資し、地域および少数言語への関心の強化に取り組み、全てのレベルにおける多様性を促進する目的の言語的多様性のためのセンターを設立する内容を含む、欧州議会および欧州理事会の決定または規則。
4. 「欧州連合の機能に関する条約」第 177 条、および 178 条に基づき、ナショナル・マイノリティーの保護と、言語文化的多様性に対する助成を独立した題目として組み入れる方向で、欧州地域発展基金（European Regional Development Fund, ERDF）の一般的な規則を修正する内容を含む、欧州議会および欧州理事会の規則。
5. 「欧州連合の機能に関する条約」第 173 条 3 項、および 182 条 1 項に基づき、欧州の地域における社会的・経済的発展のための、ナショナル・マイノリティーと言語文化的多様性の付加価値に関する研究を促進する目的で、「ホライズン 2020 規則」を修正する内容を含む、欧州議会および欧州理事会の規則。
6. 「欧州連合の機能に関する条約」第 20 条 2 項、および第 25 条に基づき、ナショナル・マイノリティーに属する EU 市民の立場を強化し、EU 議会選挙において、彼らの正当な利益が考慮されることを保障する目的ための欧州理事会指令。【欧州委員会によって不許可の判断】
7. 「欧州連合の機能に関する条約」第 19 条 1 項に基づく、とりわけ、平等な扱いに関する現行の欧州理事会指令の改正による、ナショナル・マイノリティーに対する差別の撲滅と平等な取り扱いを支援するための効果的な手段。【欧州委員会によって不許可の判断】

¹³ Gericht der Europäischen Union PRESSEMITTEILUNG Nr.10/17, Luxemburg, 3. Februar 2017.

¹⁴ Europäische Kommission Pressemitteilung IP/17/776, Brüssel, 29. März 2017.

可の判断]

8. 「欧州連合の機能に関する条約」第 79 条 2 項に基づき、無国籍者が EU 市民とほぼ同様に扱われることを確実にするための EU 法規の改正。
9. 「欧州連合の機能に関する条約」第 118 条に基づき、統一的な著作権法を導入し、EU 域内を、著作権法部門における単一の国内市場と見做すことできるようにする欧州議会および欧州理事会の規則。
10. 2010 年 3 月 10 日の欧州議会および欧州理事会による指令 2010/13/EU を、「欧州連合の機能に関する条約」第 53 条 1 項および第 63 条に基づいて改正し、サービス業務の自由な供給、および、ナショナル・マイノリティーが居住する地域における視聴覚コンテンツの受信を保障することを目的とする、視聴覚メディア・サービスの供給に関する、加盟国の特定の法規制および行政行為を調整すること。
11. 「欧州連合の機能に関する条約」第 109 条、第 108 条 4 項または 107 条 3 項 e 段に基づき、教育・青少年育成・文化を助成する EU プログラムから、地域および少数言語を排除する規定を全て廃止することを考慮する、欧州理事会規則または決定。

同市民発案は、上記の要求 1 番と 2 番において、言語文化的多様性を支援するための EU 助成金に対するマイノリティーの平等な権利を要求している。要求 3 番では、EU に対し、「言語多様性センター」の設立と財政的支援を要求している。同センターは、ヨーロッパにおいて、最も小規模で、その存続が最も危ぶまれている言語の話者グループに焦点を当て、話者グループを援助し相互に学び合う目的で、情報・知識・専門家を配備し、資金を集める施設である。要求 4 番では、EU に、欧州地域発展基金の一般的な規定を修正して、ナショナル・マイノリティーおよび文化的言語的多様性の助成を含むテーマ別の目的を設定することを要求している。要求 5 番では、欧州の中の言語文化的マイノリティーの付加価値についての研究を促進することを要求している。要求 8 番では、長期間にわたって国籍を持たないマイノリティー、例えばロマとその家族の権利を EU 市民と同等にする EU 指令を求めている。要求 9 番では、EU における統一著作権法を制定することを要求している。要求 10 番では、少数民族が居住する地域において、自由に視聴覚コンテンツのサービスを供給または利用し、母語で視聴覚コンテンツを楽しめるようにすることを要求している。要求 11 番では、文化、メディア、文化遺産の保護に対する地域および国家による、助成プログラムに、少数民族を無条件に含めることを要求している¹⁵。

すでに述べた通り、欧州委員会は、MSPI の上記の 11 の提案のうち、6 番と 7 番が欧州委員会の権限外にあるが、残りの 9 つの提案については、欧州委員会の権限内にあることを認め、2017 年 3 月 29 日に登録が行われた。同市民発案の組織者は、2018 年 4 月 3 日の署名回収の期限までに、EU 加盟 28 カ国から、紙形態と電子形態による合計 1,320,053 の署名を集めた。FUEN のロラント・ヴィンツェ書記長は、翌 4 月 4 日にフレンスブルク市

¹⁵ Minority SafePack ホームページ参照。

の「マイノリティー・ハウス（House of Minorities）」で開催された記者会見でこの結果を公表し、署名キャンペーンに協力したマイノリティーおよびマジョリティーに対して謝意を表明した。ヴィンツェは「我々の運動は、ヨーロッパやマジョリティーから何かを奪おうとするものではなく、我々のヨーロッパの言語文化遺産を保持しようとするものです」と述べた。前 FUEN 書記長で、同市民発案の代表を務めるハンス・ハインリヒ・ハンセンは、「この署名の結果は、欧州に少数民族が存在し、これからも存在し続けようという意思の表れです。（中略）今日ほど、EU における少数民族法の成立が実現に近づいた日はありません」と述べた¹⁶。同市民発案の組織者は、「市民発案に関する規則」第 8 条の規定に従って、同年 5 月 8 日までに、加盟国 28 カ国の管轄官庁にそれぞれの国で集めた署名を提出した。各加盟国の管轄官庁は、申請の受理から 3 か月以内に署名の有効性を検証し、有効な署名の最終的な署名数の証明書を作成し、組織者に交付することが義務付けられている。各加盟国の管轄官庁による検証の結果、合計 1,128,385 の署名が有効と認定され、証明書が交付された。同年 4 月 3 日までに回収された全署名の 85%以上が有効と認められたことになる。国別の確定署名数は【表 1】に示す通りである¹⁷。すでに述べた通り「市民発案に関する規則」第 7 条は、少なくとも 7 加盟国において、署名者が「最小署名者数」を上回らなければならないと定めているが、同署名キャンペーンにおいては、ルーマニア、スロバキア、ハンガリー、ラトビア、スペイン、クロアチア、デンマーク、ブルガリア、スロベニア、リトニア、イタリアの 11 加盟国で「最少署名者数」を上回り、同署名キャンペーンは成功した。

証明書の交付後、組織者は、同規則第 9 条の規定に従って、市民発案を欧州委員会に提出することになる。同規則第 11 条は、欧州委員会が、証明書の受理後 3 か月以内に、欧州議会において公聴会を開催し、それに引き続いで、同市民発案に対する欧州委員会の意見を表明しなければならないことを定めている。MSPI の組織者は、2018 年 10 月に欧州委員会に書簡を送付し、MSPI 提出に先立つ事前協議を申し入れたが、拒否され、現欧州委員会に不信感を抱くこととなった。そこで組織者は、同規則が、市民発案の欧州委員会への提出の期限を定めていないことに着眼し、2019 年 5 月に行われる欧州議会選挙の後、同年 10 月に発足が予定されている新欧州委員会（第 9 議会期）に MSPI を提出する方針を立てた¹⁸。

FUEN は、法律の専門家とともに、MSPI に基づく EU 共通の少数民族保護法の草案を作成した。この文書は 50 ページに及び、その内容は、教育、文化、言語権、行政、欧州地域発展基金、メディア、ロマの権利、無国籍の民族的少数者に対する国家的補助など、MSPI が提案する少数民族保護に関わる全ての分野にわたり、ヴィンツェによれば、段階的な実施が可能であるという。つまり、即時実施されうる内容がある一方、予算や政治的議論、EU 条約の改正等を必要とする内容の実施には、やや長期間を要すると考えられるのである¹⁹。

¹⁶ FUEN Pressemitteilung 04.04.2018.

¹⁷ 欧州議会議員数は、英国の EU 異邦に伴い、2019 年より 705 議席に変更予定だった。

¹⁸ FUEN Pressemitteilung 17.11.2018.

¹⁹ FUEN Pressemitteilung 12.02.2019.

【表1】²⁰

国名（英語表記のアルファベット順）	歐州議会議員数 (2014年)	最小署名者数	MSPIの確定署名数（★は最 小署名数を超えたもの）
①オーストリア	18	13,500	8,401
②ベルギー	21	15,750	928
③ブルガリア	17	12,750	★20,544
④キプロス	6	4,500	35
⑤チェコ	21	15,750	635
⑥ドイツ	96	72,000	17,493
⑦デンマーク	13	9,750	★11,736
⑧エストニア	6	4,500	587
⑨ギリシャ	21	15,750	2,888
⑩スペイン	54	40,500	★48,626
⑪フィンランド	13	9,750	3,759
⑫フランス	74	55,500	7,295
⑬クロアチア	11	8,250	★16,808
⑭ハンガリー	21	15,750	★527,686
⑮アイルランド	11	8,250	271
⑯イタリア	73	54,750	★78,396
⑰リトアニア	11	8,250	★18,990
⑱ルクセンブルク	6	4,500	95
⑲ラトビア	8	6,000	★6,661
⑳マルタ	6	4,500	36
㉑オランダ	26	19,500	3,213
㉒ポーランド	51	38,250	25,422
㉓ポルトガル	21	15,750	110
㉔ルーマニア	32	24,000	★254,871
㉕スウェーデン	20	15,000	1,795
㉖スロベニア	8	6,000	★6,168
㉗スロバキア	14	9,750	★63,272
㉘イギリス連合王国	73	54,750	1,664
合計	751		1,128,385

²⁰ 本表は、Europäische Kommission (2015), p.21、および、Minority SafePack ホームページを参考に作成した。

5. おわりに－「マイノリティー・セーフパック・イニシアチブ」の展望

2004年（10カ国）、2007年（2カ国）、および2013年（1カ国）に実施されたEUの東方拡大に際し、「EU加盟に関するコペンハーゲン基準」の遵守が、加盟のための条件として新規加盟国に義務付けられたが、これには、「少数者の尊重と保護の保障」が含まれていた²¹。同基準は、EUにおける民族的少数者保護のための新たな政治的・法的枠組を創設するための基盤となりうるとの期待がなされたものの、EU加盟時には同基準を満たしていた新規加盟国の多くが、加盟後には民族的少数者保護に関する措置を後退させた²²。それゆえ、MSPIが推進するEU共通の少数民族保護法の制定は急務であると言える。イギリスのEU離脱、右派・ポピュリスト政党の躍進など、激動を続けるEU情勢に、欧州に原住する民族的少数者はどのように向き合ってゆくのだろうか。FUENのロラント・ヴィンツェ書記長は、2019年の年頭に「私たちは皆、欧州が変化していることを知っています。その変化がどのようなものなのか、誰にもはつきりとはわかりませんが、私はこれがよりよい変化となりうると確信しています。EUは内部改革を必要としていますが、FUENと欧州の民族的少数者は、この欧州の変化の中に、ヨーロッパ大陸における言語文化の多様性の認知と、全欧に原住する民族的少数者への支援が含まれるべきであることを提案します」と述べた²³。MSPIが、参加民主主義の手続を通して「民主主義の赤字」を修正し、求心力の低下と右傾化に苦悩するEUの民主主義と法治国家性を補強することができるのか、同市民発案の今後の進展が大いに注目されるのである。

【引用文献】

- 阿部津々子. 2018. 「オポレ市政800周年記念祭と「失われた」ポーランド語とドイツ語による二言語地名標識」『文化の解読（18）：神話的なものとその解体』言語文化共同プロジェクト 2017. 43-52.
- 矢部明宏. 2011. 「EUにおける参加民主主義の進展—EU市民発案に関する規則—」『外国の立法249』国立国会図書館調査及び立法考査局.
- 「欧州市民イニシアチブとは？」『駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジン（EU MAG Vol.8）』2012年9月号. 駐日欧州連合代表部.
(<http://eumag.jp/questions/f0912/>) (2019年5月3日最終閲覧).
- 「欧州連合（EU）概説」. 2018年（平成30年）11月. 外務省.
(www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018667.pdf) (2019年5月3日最終閲覧)
- Europäische Kommission. 2015. *Ein neues Recht für EU-Bürger – Sie bestimmen die Tagesordnung! Leitfaden zur Europäischen Bürgerinitiative (3.Aufage)*. Luxemburg: Amt für Veröffentlichungen der Europäischen Union.

²¹ 外務省（2018），p.4.

²² FUEN Pressemitteilung 12.02.2019.

²³ FUEN Pressemitteilung 14.01.2019.